

2024年7月18日

聖路加国際病院 院長候補者選考基準

○ 院長の資格

院長は、人格高潔にして学識に富み、病院運営の方針を実現する医療面の責任者であるとともに、理事会の重要な一員として、法人の経営に参画するに相応しい者でなければならない。

院長は、聖路加国際大学学長を兼任できないものとする。

○ 院長候補者要件

院長の候補者は以下の基準を満たした者とする。

- (1) 聖路加国際病院の理念を踏まえたキリスト教信徒であること。ただし、当該候補者がキリスト教信徒でない場合は、キリスト教精神を尊重する者であること。
- (2) 日本国内の医師免許を有し、保険医の登録を受けている者であること。
- (3) 医療の安全の確保のため、医療安全管理業務の経験を有し、患者安全を第一に考える姿勢及び能力を有している者であること。
医療安全管理業務の経験とは、以下のいずれかの業務に従事した経験を有するものであること。
 - ・医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
 - ・医療安全管理委員会の構成員としての業務
 - ・医療安全管理部門における業務
 - ・その他上記に準ずる業務
- (4) 病院の適正な管理運営に必要な資質及び能力、ならびに病院内外での組織管理経験を有している者であること。
- (5) 高度医療の提供、高度医療技術の開発及び評価、高度医療に関する研修等、病院が行う医療およびその発展にリーダーシップを発揮できる者であること。
- (6) 医療提供と安定的な経営とのバランスを考えた、健全で全体最適な病院経営を担える者であること。

以上